

食品アクセス総合対策事業実施要領
(円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化)

制 定 令和7年3月31日 6 消安第7588号
農林水産省消費・安全局長通知

第1 通則

食品アクセス総合対策事業補助金交付等要綱（令和6年3月21日付け5消安第6826号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4第1項第1号に掲げる円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化（以下「本事業」という。）の実施については、要綱に定めるもののほか、本要領の定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

事業内容及び補助率については、別表のとおりとする。

ただし、応募に当たっては、次の項目を満たすこととする。

- 1 別表の区分の欄に掲げる1の協議会については、その構成団体として都道府県又は市町村が参画すること。
- 2 別表の区分の欄に掲げる2から4までの事業を実施する場合は1の事業に付随して実施すること。

第3 補助事業者

本事業における補助事業者は、別表の補助事業者の欄に掲げるとおりとする。

第4 補助対象経費等

- 1 本事業の補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な別表の補助対象経費の欄に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区別して整理を行うこととする。
- 2 次の経費については、本事業の補助の対象としない。
 - (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
 - (2) 国の他の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている経費
 - (3) 当該補助金に係る消費税仕入控除税額

第5 審査基準等

- 1 審査基準については、別紙のとおりとし、地方農政局等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管

轄する地方農政局をいう。以下同じ。)において応募者から提出された申請書類を審査・採点し、農林水産省消費・安全局(以下「消費・安全局」という。)に提出するものとする。

消費・安全局は、地方農政局等から提出された申請書類について、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択し、地方農政局等に採択結果を提示するものとする。ただし、同ポイントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。

- 2 審査基準の考え方については、事業の実施状況及び総合的な政策推進の観点を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 3 過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条第1項の規定による取消しをされたことのある応募団体(共同機関を含む。)については、採択しないものとする。
- 4 地方農政局長等(応募者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、応募者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、応募者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)は、採択結果を踏まえ、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては、補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知するものとする。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 補助事業者は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、要綱第7第1項の交付申請書に添付するものとする。なお、補助事業者は、事業実施計画において、地域における円滑な食品アクセスの確保に寄与することを成果目標とする。
- (2) 事業実施計画の変更(要綱第14の軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。)又は事業の中止若しくは廃止の承認申請に当たり、要綱第13第1項の変更等承認申請書を提出する場合も前号に準ずるものとする。

2 事業の着手

- (1) 補助事業者による事業の実施については、要綱第9第1項の交付決定の通知後に着手するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定の通知を受ける前に交付対象事業を実施する必要がある場合、補助事業者はその理由を明記した別記様式第2号による交付決定前着手届を地方農政局長等に提出した上で事業に着手するものとする。この場合、交付決定前着手届は、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから提出するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。
- (3) 前号の規定により交付決定の通知を受ける前に交付対象事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する交付対象事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

3 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、あらかじめ次に掲げる事項を事業実施計画の「別添1 総括表」の「事業の委託」欄に記載することにより地方農政局長等にあらかじめ届け出た上で、委託する事業の内容に関する契約を締結するものとする。

なお、委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を越えてはならない。ただし、地方公共団体が委託する場合を除く。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

4 事業実施状況の報告

地方農政局長等は、必要に応じ、事業実施年度の途中において、補助事業者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

5 事業実施結果の報告

補助事業者は、本事業の終了後速やかに、事業実施結果に係る報告書を第1項の事業実施計画に準じて作成し、要綱第18第1項の実績報告書に添付するものとする。

なお、別表の区分の欄に掲げる4の計画を策定した場合にあっては、当該年度の3月31日、それ以外にあっては地域協議会の設置が完了した年度の翌々年度の3月31日までに、地域協議会における食品アクセスの確保に向けた5か年実行計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。当該実行計画を改訂した場合も同様とする。

また、計画の終了年度までの毎年度、その計画の達成状況を記載した報告書及び地域協議会の収支を示した書類（財務諸表等）を作成し、当該年度の翌年度の6月10日までに地方農政局長等に提出するものとする。

6 指導等

- (1) 地方農政局長等は、第4項の事業実施状況の報告及び前項の事業実施結果に係る報告書について、その内容を確認し、同項の報告において事業の成果目標の達成が困難と認める場合又は前項の報告において事業の成果目標の達成が不十分と認める場合若しくは当該報告が不適当と認める場合には、補助事業者に対し必要な指導等を行うものとする。
- (2) 地方農政局長等は、前号の規定による指導等のほか、補助事業者に対し、本事業に関して必要な報告の要求及び指導等を行うことができるものとする。

第7 交付額の決定

地方農政局長等は、第6第1項により提出された事業実施計画を精査し、交付額を決定して、補助事業者に通知する。

第8 収益納付

- 1 補助事業者は、要綱第25第1項の規定に基づき、別記様式第3号により年間の収益の状況を、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに地方農政局長等に報告しなければならない。

なお、地方農政局長等は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して1年間とする。

ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、地方農政局長等は、特に必要と認める場合には、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第9 知的財産権の帰属

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等いわゆる知的財産に係る権利をいう。以下同じ。）が発生した場合、その知的財産権は補助事業者に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守するものとする。

なお、本事業の一部を補助事業者から受託する第三者にあっても、次に掲げる条件を遵守するものとする。

- 1 本事業により成果が得られ、知的財産権の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく地方農政局長等に報告すること。
- 2 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該知的財産権を利用する権利を求める場合には、無償で国に許諾すること。
- 3 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- 4 補助事業者及び本事業の一部を受託する第三者は、本事業の成果である知的財産権の取扱いについて、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。また、本事業の実施期間中及び本事業の終了後において、国以外の第三者に知的財産権を譲渡する場合には、事前に地方農政局長等と協議して承諾を得ること。

第10 守秘義務

- 1 補助事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、当該情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むが、これらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なく開示、公表、漏えい等をしてはならない。

- 2 前項の規定は本事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）においても有効とする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区 分	補助事業者	事業内容	補助対象経費	補助率
1 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置	都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 消費生活協同組合 消費生活協同組合連合会 社会福祉協議会	地域における食品アクセスに関する諸課題の解決に向けて、地域協議会を設置・運営する。	・地域協議会の活動経費（事務局員賃金、事務局員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、役務費） ・会議開催経費（委員謝金、委員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、役務費）	定額 （上限：1,000万円/年、 1,500万円/地域） ただし、 2年目は3/4補助 3年目は1/2補助
2 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置		地域の関係者間の調整等を図るコーディネーターを配置する。	・コーディネーターの活動経費（コーディネーター謝金、コーディネーター旅費、消耗品費、通信運搬費）	
3 地域における食品アクセスの現状・課題の調査		地域における経済的困窮者や買物困難者の食事情や企業等による食品ロスの活用状況等の調査を行い、課題を抽出する。	・食品アクセスに関する調査経費（調査員謝金、調査員旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、役務費） ・先進地域への視察経費（委員謝金、委員旅費、コーディネーター謝金、コーディネーター旅費）	
4 課題解決に向けた計画の策定		地域における食品アクセスの課題解決を図るための5か年実行計画を策定する。	・計画策定経費（講師謝金、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、役務費）	
5 地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析	都道府県 市町村	地域における経済的困窮者や買物困難者の食事情や企業等による食品ロスの活用状況等の調査・分析を行い、課題を抽出する。	・食品アクセスに関する調査経費（調査員謝金、調査員旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費） ・食品アクセスに関する助言・分析経費（有識者謝金、有識者旅費、事務局員費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料）	定額 （上限：300万円）

※ 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。

別紙

食品アクセス総合対策事業（円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化） 審査基準等について

本事業の審査に当たり、事業実施計画のポイントは、以下に掲げる表の評価項目及び配点基準に定めるポイントを合計することにより算定するものとする。

評価項目及び配点基準		ポイント
有効性	① 事業の目的が事業目標の「食品アクセス確保に取り組む地域の増加」に資するものとなっているか。 ア 目的が食品アクセスの確保に資するものとなっている。 イ 目的が食品アクセスの確保に資するものとなっていない。	5 不選定
	② 事業の目的が、地域の現状・課題を踏まえたものとなっているか。 ア 地域の現状・課題は、調査結果等のデータに基づいたものになっており、また、事業の目的がその現状・課題を踏まえたものになっている。 イ 応募者が考える地域の課題について、目的がその課題に適切に対応している。 ウ 応募者が考える地域の現状・課題に対して、適切な目的となっていない。	5 3 不選定
効率性	③ 事業実施を効率的に行うためのスケジュールになっているか。 ア 実施時期が具体的で余裕のあるスケジュールが想定されており、効率的な事業運営が見込まれる。 イ 無理のないスケジュールが想定されており、問題のない事業運営が見込まれる。 ウ 事業運営に無理のあるスケジュールになっている。	5 3 不選定
実現性	④ 事業内容が、本事業で設定した目標の達成に資するものとなっているか。 ア 本事業で設定した目標の達成に向けて、明確かつ実現可能な事業内容となっている。 イ 本事業で設定した目標の達成に向けて、明確かつ実現可能な事業内容となっていない。	5 不選定
独創性・先進性	⑤ 事業で実施する各取組にモデル性があるか。 ア 取組に特にモデル性がある。 イ 取組にモデル性がある。 ウ 取組にモデル性がない。	5 3 不選定
加算	⑥ 地域協議会若しくは当該協議会の構成員又は地方公共団体において、令和5年度補正予算以降に、農林水産省その他関係府省庁の食品アクセスの確保に資する支援事業（「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」を参照）を活用している。	4

別記様式第 1 号（第 6 第 1 項第 1 号関係）

〇〇年度 食品アクセス総合対策事業（円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化）
事業実施計画

事業担当者名及び連絡先	団体名	
	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	所在地	
	電話番号	FAX
	E-mail	
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名等）	
	役職	
	電話番号	FAX
	E-mail	

1 事業の目的

(事業の背景となる地域の現状・課題等を踏まえ、事業の目的を記載してください。)

2 成果目標

(地域における円滑な食品アクセスの確保に寄与する目標を記載してください。)

3 事業の内容・実施方法

(事業の目的の実現に向けた取組内容や、事業の実施方法を具体的に記載してください。)

4 実施体制

（事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称のほか、概要及び事務処理体系についても記載してください。）

5 実施スケジュール

（事業の実施スケジュールについて、具体的な内容が分かるように記載してください。）

6 事業の効果

（本事業が、その目的の実現に向けてどのような効果をもたらすかを記載してください。）

7 他の食品アクセスの確保に資する支援事業の活用状況

（地域協議会若しくは当該協議会の構成員又は地方自治体において、令和5年度補正予算以降に、農林水産省その他関係府省庁の食品アクセスの確保に資する支援事業（「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」を参照ください。）を活用している場合は、事業年度、事業所管府省庁名及び事業名を記載してください。複数事業を活用している場合は、複数記載を可とします。なお、同一事業を複数年度にわたって活用している場合は、直近のものみの記載で構いません。）

事業年度	事業所管府省庁名	事業名

（注）1 関係書類として、「別添1 総括表」、「別添2 経費内訳書」及び「別添3 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート」を添付すること。

また、事業の実施に複数年要する場合は参考資料としてその工程を示す「別添4 事業工程表」も添付すること。

2 変更の場合には、本様式中「1 事業の目的」とあるのは、「1 変更の理由」（中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止前又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

3 添付資料がウェブサイトにおいて閲覧が可能である場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別添 1

総 括 表

区 分	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金 (A)	補助事業者 (B)		
	円	円	円		
合 計					

- (注) 1 「事業の委託」欄には、(1)委託先名、(2)委託する事業の内容及び当該事業に要する経費を記載すること。
- 2 変更の場合には、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止前又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。

別添 2

経 費 内 訳 書

区分・事業メニュー	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	負担区分		経費の根拠
		国庫補助金 (A)	補助事業者 (B)	
	円	円	円	
合 計				

(注) 変更の場合には、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止前又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

別添3 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

	申請時 (します)	(1) エネルギーの節減	報告時 (しました)
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める	☐
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する	☐

	申請時 (します)	(2) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
④	☐	食品、プラスチック等の廃棄物の削減に努め、適正に処理する	☐
⑤	☐	資源の再利用を検討する	☐

	申請時 (します)	(3) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑥	☐	みどりの食料システム戦略の理解に努める	☐
⑦	☐	関係法令の遵守に努める	☐
⑧	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑨	☐	機械等の適切な整備と管理に努める ※機械等を扱う事業者等である場合のみ	☐
⑩	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

- (注) 1 第6第1項の規定による事業実施計画の作成に当たっては、「申請時(します)」欄の「□」にチェックすること。
また、第6第5項の規定による事業実施結果に係る報告書の作成に当たっては、「報告時(しました)」欄の「□」にチェックすること。
- 2 ⑦の「関係法令」とは、以下に掲げるものをいう。
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
 - ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
 - ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)
 - ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)
 - ・ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)
- 3 変更の場合には、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止前又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。

別添 4 事業工程表

(〇〇年度)

[illegible]

(注) 記載欄が不足する場合は、行の追加又は複製をして作成すること。

別記様式第2号（第6第2項第2号関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度 食品アクセス総合対策事業（円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化）に関する交付決定前着手届

食品アクセス総合対策事業実施要領（円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化）第6第2項第2号の規定に基づき、下記のとおり条件を了承の上、届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、それらの損失は、補助事業者が負担することとします。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業の実施に当たっては、着手から交付決定を受けるまでの期間内に、計画変更は行わないこととします。

別添

事業内容	交付決定前に 着手する内容	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

- （注） 1 「事業費」欄は、全体事業費とする。
- 2 「事業内容」欄には、別表の事業内容欄に記載の取組名を記入することとし、交付決定前に着手する内容については、別表の事業内容欄のうち、交付決定前に着手する取組内容について記入すること。

別記様式第3号（第8第1項関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

〇〇年度 食品アクセス総合対策事業（円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化）収益状況の報告について

食品アクセス総合対策事業実施要領（円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化）第8第1項の規定に基づき、下記のとおり年間の収益の状況を報告する。

記

- 1 事業の内容
- 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 円
- 3 上に要する費用の総額 円
- 4 補助金の確定額 〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により確定 円
- 5 前年度までの収益納付額 円
- 6 本年度収益納付額 円

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。